

# けやき



No. 627  
2023. 7. 10

京大職組  
文学部支部

## 文学部支部規約の改正

米家 泰作 (支部委員)

文学部支部委員会で、今後の活動を維持していくために、委員選出のあり方について検討してまいりました。委員の選出は定例の支部総会直前の選挙にかかわるため、それに先んじて臨時支部総会を三月九日に開催し、以下の方針で支部規約を改正しました。

- ・ 委員の組合員を実質的な委員として固定する慣習を改める。
- ・ 委員の数を三名から六名に拡大する。
- ・ 委員は任期を二年とし、毎年三名を半数

改選する。

なお、支部規約は一九七五年に支部総会で議決された後、五〇年近く改正がありませんでした。今回の改正に際して、文言の一部を改めたほか、会議の開催にオンラインも含めることを明記しました。

以下、改正された規約の全文を掲げます。

京都大学職員組合文学部支部規約

### 第一章 総則

第一条 (名称) この組合支部は京都大学職

員組合文学部支部と称する。

第二条 (組織) この組合支部は京都大学文学部・文学研究科に勤務する者を以つて組織する。但し、京都大学職員組合員で文学部支部に所属することを希望する者は加入を妨げない。

第三条 (目的) 組合員の団結により勤労条件の維持改善・経済的地位の向上をはかり、併せて文学部・文学研究科内の民主化を促進することを目的とする。

### 第二章 支部総会

第四条 (支部総会) 支部総会は組合支部の最高機関である。

第五条 (召集) 支部総会は毎年一回支部委員長が召集する。支部委員会が必要と認め

た時は臨時に開くことが出来る。支部組合

員の四分の一以上が要求した時は、委員長はこれを開かねばならない。

第六条 (附議事項) 支部総会には次の事項を附議する。

1. 支部規約の決定と変更
2. 支部の解散の決定
3. 決算の承認
4. 運動方針の決定
5. その他組合員に関係ある重大事項

### 第三章 支部委員会

第七条 (構成) 支部委員会は支部の執行機関であり、支部委員で組織し随時これを開く。

第八条 (業務) 支部委員会は次の業務を行う。

1. 支部総会の決議に基づく支部の業務執行
2. 組合本部から委任された組合業務及び組合本部との連絡
3. その他組合の目的達成に必要な事項

### 第四章 役員

第九条 (役員) この支部に支部委員六名を置く。うち一名は支部

委員長を務める。

第十条 (支部委員長) 支部委員長はこの組合支部を代表し支部の業務を統轄する。

第十一条 (役員を選出) 役員を選出は組合委員の直接秘密平等選挙によつて選出する。

第十二条 (任期) 支部委員の任期は二年(七月より翌々年六月まで)とし、一年ごとに半数を改選する。また支部委員長の任期は一年(七月より翌年六月まで)とする。但し、いずれも二期連続することは出来ない。

第十三条 (成立) 会議は全構成員の三分の一以上(委任状を含む)の出席がなければ成立しない。但し、会議はオンライン及びメール審議での開催も可能とする。

第十四条 (議決) 会議の議決は出席者の多数の賛成による。多数の賛成が得られない

事項については、出席者の多数決による。議長は議決に加わらない。但し、可否同数のときには議長が決定する。

### 第六章 会計

第十五条 (会計年度) この支部の会計年度は七月一日に始まり翌年六月三十日に終る。

第十六条 (決算報告) 支部委員長は前年度決算を総会において報告しなければならぬ。

### 第七章 加入・脱退

第十七条 (加入) この組合支部に加入するには支部委員会に届け出ればよい。

第十八条 (脱退) 退職の場合をのぞいて、この組合支部を脱退しようとするときは、支部委員会に届け出ればよい。

二〇二三年三月九日  
支部総会にて議決



## 組合に加入しませんか？

似内 奏子

現在は（文系）共通事務部の図書掛で勤務させていただいていますが、1996年に文学部図書室整理掛に時間雇用職員として採用いただいて以来、文学研究科の先生方と職員の皆様にはたいへん長い間お世話になっています。

当初の職場には、事務室、図書室ともに職員の方が現在の2倍近くおられて、組合の加入率も高く、特に図書室では常勤、非常勤問わず約9割の方が組合員でしたので、おさそいいただいた時には、何の迷いもなく即加入しました。その頃の組合活動は、月に数回定期的に行われる支部委員会に加えて、議題が出てくる度に臨時に委員会を開いて活発な意見交換が行われていました。また、「けやき」は手書きでほぼ毎月（もっと多かったかもしれません。）発行していました。毎年メーデーが近くなるとお昼休みに支部BOXに集まって、パレードの時に使う小道具（プラカードなど）を作っていました。夏にはビアパーティ、秋には組合員の先生にご案内いただいて寺社や美術館の見学会、冬は1階の大会議室でクリスマスパーティーなど、組合員同士だけでなく組合員以外の方たちとも親睦を深める機会をたくさん作っていました。

時が経つにつれて徐々に組合員の人数が少なくなり、当時と同様の活動を行うことは難しくなりましたが、自らの労働環境と雇用条件に問題意識を持ち、それを互いに共有して行動すれば、少しずつでもより働きやすい職場になって行くのを、長年の組合活動の中で実感してきました。ご本人があきらめかけていた雇用の継続が実現する場面も度々目の当たりにしました。私が働き始めた頃には、常勤職員の育児・介護休暇や時短勤務はまだ制度化されていませんでしたし、非常勤職員は病気休暇、創立記念日などは無給休暇でした。かつては産休も取得しづらい時期があったことを先輩職員からお聞きしました。現存の制度は、京大を含め全国各地の労働組合や団体が声を上げて長い年数をかけて活動した末に獲得してきたものです。

昨今ではこのような地味にコツコツと積み重ねるような活動はダサくて野暮ったく見えるのかもしれませんが、組合員の人数が少なくなっても着実に前進し続けています。私たちの周りにはまだまだ改善すべき問題は山積していると思いますが、皆さんはどのようにお考えでしょうか？ 毎日働きながら感じる疑問はありませんか？ 疑問はあっても、言っても無駄なことだとあきらめていませんか？ 一人一人の小さな声を集めて皆で考えて、より良い労働環境を作って行くのが職員組合です。ご興味がありましたら、周りにいる組合員にぜひお話してみてください。きっと温かい目で受け止めて共感してくださることでしょう。私たちと一緒に考えて行動しませんか？

## 新人自己紹介

杉江あい先生（地理学専修）

岩本佳子先生（西南アジア史学専修）



2022年度に加入した地理学専修の杉江あいと申します。同年度に名古屋大学からきました。ときどき出身国を聞かれますが、一介の日本人ムスリマです。専門は社会地理学・地域研究で、バングラデシュ農村のほか、岩手県陸前高田市、ロヒンギャ難民キャンプなどでフィールドワークをしています。両親、夫（卒論調査していた村のバングラデシュ人）、小1・年少の子ども2人と暮らす名古屋の自宅で、在宅勤務制度を存分に活用しています。京都大学では、周りの方々のご助力で何とか働くことができおります。生活能力が小学生レベル（小学生に失礼なくらい）な反面、頭はしっかり老化しているので、特に同じ専修の先生方、職員の方がたにはご迷惑をおかけしてしまっています。労働組合は教職員が議論したり声を挙げたりできる貴重な場だと思っておりますが、大学にいる間は授業・会議・面談が集中し、家では午前以外は子どもが（一時）帰宅しているので、活動になかなか参加できずにおります。この場を借りてお詫び申し上げます。

オスマン朝／帝国における遊牧民の研究を専門にしています。かつて日本では「オスマン・トルコ」と呼ばれることの多かったこの国は、13～20世紀と600年間、最大版図では中東、北アフリカ、ヨーロッパにまたがる「トルコ人」

に留まらない「多民族・多宗教・多宗派・多文化」の帝国でした。広大で多様な帝国を支配するために、オスマン朝では15世紀から大量の公文書が作成され、それらが現存しています。そのような文書史料を基に、オスマン朝の支配におかれたバルカン半島、アナトリア、シリアやクルディスタンにおける遊牧民の活動に迫ろうと奮闘しています。

京大には十数年ぶりに戻りましたが、記憶の中の京大と比べると、何かと窮屈になった印象を受けます。勿論、改めるべき所や変わるべき所はたくさんありますが、変化の功罪を長い目で見据え、批判すべきは批判することは必要ではないかと痛感しました。

前職では組合活動には恥ずかしながら全くコミットしていませんでした。しかし、トップダウンの実害を身に染みて感じたことや、個人や勝手連的なつながりの脆さ、人間個々の狡さや保身を痛感した種々の経験もあり、組合に加入しました。今後ともどうかよろしく願い申し上げます。

